

静岡労働局だより

2016.11

県内初！ハローワーク業務改善コンクール入賞！

静岡県特定（産業別）最低賃金の改正について

安全衛生に係る優良事業場等を表彰

平成28年度「労働保険適用促進強化期間」について

年次有給休暇の取得促進について

平成28年度過重労働解消キャンペーン ベストプラクティス企業への職場訪問をしました

静岡県内の有効求人倍率（平成28年9月内容）



県内初！ハローワーク業務改善コンクール入賞！

職業安定課 054-271-9950

～ハローワーク島田（島田公共職業安定所）の取組が全国3位で大臣表彰されました～

コンクールの結果

優勝

愛知労働局ハローワーク名古屋中

準優勝

大阪労働局ハローワーク大阪東

第3位

静岡労働局ハローワーク島田

厚生労働省では、職員の自主性、創意工夫を生かしたサービス改善の取組を全国のハローワークから募集し、厳正な審査のうえ、優れた取組を表彰する「ハローワーク業務改善コンクール」を平成22年から2年に1度実施しております。

この度、「第4回ハローワーク業務改善コンクール」で全国応募総数128件の中から最終選考に選ばれた7件について、9月28日に厚生労働省においてハローワーク所長または労働局幹部がプレゼンテーションを行い、外部の方を含めた選考委員が評価した結果、ハローワーク島田の取組が見事、3位に輝き大臣表彰を受賞しました！静岡労働局の受賞は初めてです。

ハローワーク島田が受賞した取組

「障害者雇用推進企業 職域開発見学会」

～ハローワークによるコーディネート！企業&就労支援機関一体化！～

「障害者を雇用したいがどうしてもわからない」という企業側の雇用への不安を解消するため、ハローワークと就労支援機関、特別支援学校が一体となって「職域開発見学会」を実施した。支援機関のそれぞれの就労支援員が企業の担当者と一緒にその企業を見学し、職務検討会を行うことで、見学会を行った企業における障害者雇用を実現、ベストマッチングを推進する取組。

中村所長の受賞コメント

第4回ハローワーク業務改善コンクールにおいて、当所の取組みが第3位、厚生労働大臣表彰を受けることができ、大変光栄に感じております。

今後、より一層「業務改善は地域創生に繋がる」をより認識し、ハローワークの存在価値を高めるためのサービス向上に職員一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

10月19日、ハローワーク島田において野村局長(写真：左)から伝達表彰式が行われました。



特定最低賃金の改正について、静岡県地方最低賃金審議会から以下のとおり答申が出されました。

今後は、この答申の内容について、異議申出の公示等の諸手続きを経たうえで、静岡労働局長が改正決定することになります。発効は、平成28年12月29日（木）からの予定です。

《効力発生日：平成28年12月29日予定》

静岡県特定最低賃金件名	最低賃金額
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	時間額 847 円(改定前833円)
鉄鋼、非鉄金属製造業	時間額 882 円(改定前867円)
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	時間額 894 円(改定前879円)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額 866 円(改定前851円)
各種商品小売業	時間額 836 円(改定前823円)
◆上記5特定最低賃金共通の適用除外 (「静岡県最低賃金（時間額807円）」が適用されます。)	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの(技能実習生は除く) ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

特定最低賃金とは？

特定の産業の基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金(※)より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。

(※)地域別最低賃金（静岡県最低賃金 時間額807円 効力発生日 平成28年10月5日）

安全衛生に係る優良事業場等を表彰

健康安全課 054-254-6314

安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範と認められる事業場（優良賞1事業場、奨励賞2事業場）、団体における安全衛生活動において指導的立場にあり、安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をされた個人（功績賞1名）を、平成28年10月7日の静岡県産業安全衛生大会で表彰しました。

優良賞	(安全確保対策) THKリズム株式会社 本社・浜松工場
奨励賞	(安全確保対策・有期事業場) 株式会社桜井製作所 細江工場
	(安全確保対策) 株式会社竹中工務店 横浜支店霊友会弥勒山宿院新築工事
功績賞	山田 孝 (静岡労働局 地方じん肺診査医)

静岡労政会館で行われた静岡県産業安全衛生大会表彰式。
正面左：野村労働局長 正面右：THKリズム(株)横田光雄氏



**11月は『労働保険適用促進強化期間』です。
入ることで 社員を支え 会社を守る。**

厚生労働省・静岡労働局・労働基準監督署・公共職業安定所では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、全国的に労働保険適用促進活動を展開しています。

事故や災害があった場合、労働保険に入っていないと想像以上の負担が会社にかかることもあります。

働く人とその家族だけでなく、会社を守るために、労働保険にすぐに加入を。

正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態に関わらず、1人でも雇ったら、労働保険に入る必要があります。

◆労働者とその家族の生活と安心のために、労働保険の加入は、事業主の責任と義務です。

◆労働保険の手続きを行っていない期間中に、労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。



労働保険とは？ = 労災保険 + 雇用保険

「労災保険」と「雇用保険」の総称です。
労働者を1人でも雇用している事業主は全て加入することが原則の国の制度です。

業務上の災害や通勤災害に対し、被災労働者や遺族を保護するため必要な給付を行います。

労働者が失業した際の生活の安定と再就職の促進を図るための必要な給付を行います。

※詳しくは、静岡労働局 労働保険徴収課、又は最寄りの労働基準監督署・ハローワークへご相談ください。
以下の静岡労働局ホームページ(HP)もご参照ください(厚生労働省HPへリンク(制度紹介・手続き案内など))。

http://shizuoka-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken/hourei_seido/tekiyousokusin.html

年次有給休暇の取得促進について

「プラスワン休暇」で連続休暇に。年次有給休暇を計画的に活用しましょう。

【年次有給休暇の計画的付与】

労使協定で、年次有給休暇のうち5日を超える部分（繰越し分を含みます）に限り、年次有給休暇を与える時期に関する定めをすることができ、これを「年次有給休暇の計画的付与制度」と呼んでいます。

来年（年度）の年次有給休暇の計画的付与について労使で話し合いをしてみたいかがでしょうか？

【プラスワン休暇】

土日や祝日に年次有給休暇を組み合わせて連休にすること、またはその年次有給休暇やその連休のことを「プラスワン休暇」と呼んでいます。年末年始の休暇の前後にプラスワン休暇を実施して、働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？この時期に繁忙期を迎える企業は、時期をずらして、交代制による連続休暇を取り入れてみてはいかがでしょうか。



企業のみなさまのおかげで、「働き方改革」や「朝型勤務」や「フレックスタイム制」の推進などの取組事例を収集することができました。それぞれの具体的な取組を働き方・休み方改善ポータルサイト (<http://work-holiday.mhlw.go.jp>) で公表しています。取組内容を参考にして、それぞれの「働き方改革」に取り組んでみてはいかがでしょうか。

「株式会社 静岡銀行 本部」「森のほいくえん」を訪問

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくするためにシンポジウムやキャンペーンなどを実施します。このキャンペーンの一環として、静岡労働局長（野村栄一）は、所定外労働時間の削減や年休の取得促進に積極的に取り組んでいる静岡銀行の本部を訪問しました。

まず、柴田久取締役常務執行役員から、冒頭、ワークスタイルを変革して働き方の選択肢を増すことにより、生産性を向上させ、私生活を充実させる、仕事と日常生活を充実させることで相乗効果を図る、等の同行の取組目的をご説明いただきました。

続けて、具体的な取組事例として、毎週水曜日と第3金曜日を基本とする定時退行日、2月と8月の早帰り月間、11月の「家族の週間」を捉えての定時退行週間の設定と実施による所定外労働時間削減をはじめ、朝型の時差出勤制度、1週間連続休暇・ミニ連続休暇・クォーター休暇といった年間計12日間の制度的取得（消化率ほぼ100%）による年休取得促進への取組状況などをご紹介いただきました。

そのあと、柴田常務のご案内により、生産性の向上とチームワーク・コミュニケーションの活性化を図るためにフリーアドレス（業務内容に応じて座席を変更できる）を採用した本部執務室を視察しました。

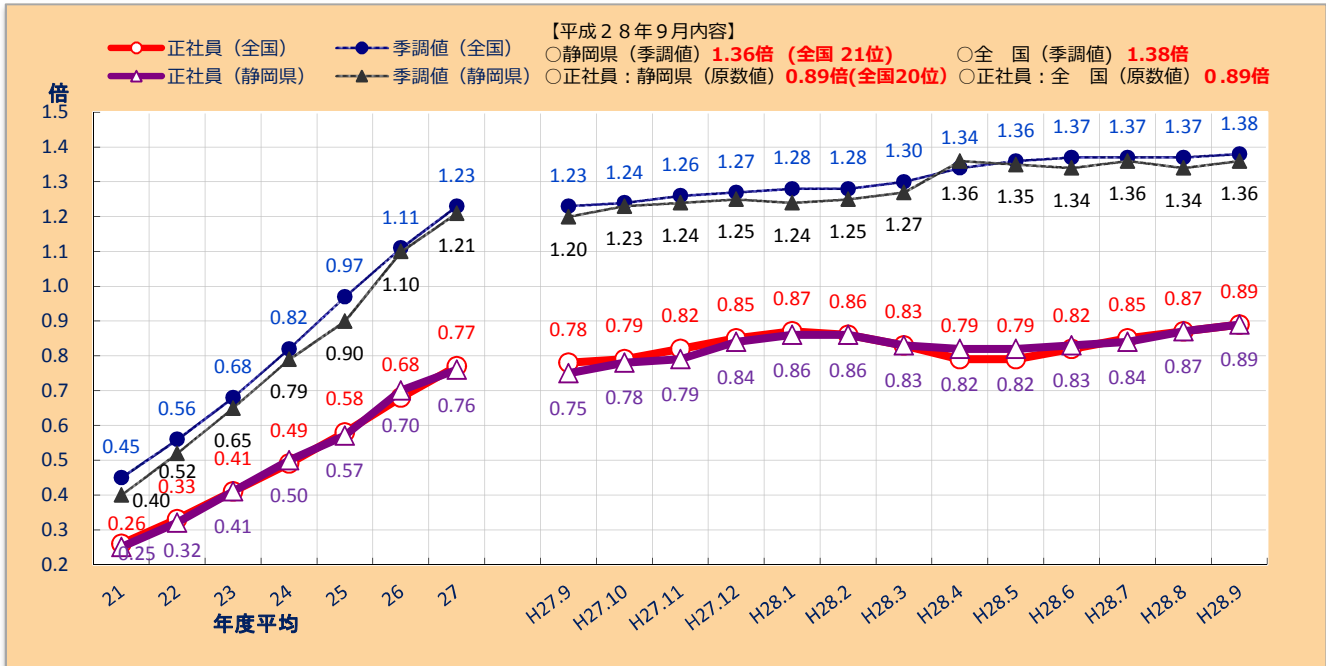
さらに、仕事と家庭の両立支援に資するよう、子育て支援のために、平成22年7月から静岡ガス・静岡鉄道と同行が共同開設した事業所内保育施設「森のほいくえん」（静岡市駿河区池田2-8）を視察しました。

静岡労働局では、今回紹介いただいた同行の所定外労働時間削減などの積極的な取組事例を広く紹介し、県内企業の過重労働解消に向けた気運の醸成を図っていきます。

柴田常務(右)の案内でフリーアドレス職場を視察する、野村局長(左)



静岡県内の有効求人倍率（平成28年9月内容）



	10月把握分	1~10月
製造業	0	5
建設業	1	6
運輸業	0	3
農林業	0	0
その他	0	3
合計	1	17

静岡労働局 雇用環境・均等室
 〒420-8639
 静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎3階）
 TEL <054>254-6320
 FAX <054>254-6543
 <HP> <http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>